

令和7年1月27日

諮問番号：令和6年度諮問第3号

答申番号：令和6年度答申第3号

答申書

令和6年7月12日付けで上尾市長から諮問があった「上尾市長が行った令和6年3月29日付け行政文書非公開決定処分（以下「非公開決定処分」という）についての審査請求（以下「本件審査請求」という）に係る事件」について、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

実施機関が行った非公開決定処分については妥当とし、本件審査請求を棄却とすることが相当である。

第2 審査請求人の趣旨及び主張の要旨

1 審査請求の趣旨

「処分を取り消す」との裁決を求める。

2 審査請求の理由

実施機関から公開請求に関わる情報を紐づけた文書は存在しないとのことから文書不存在を理由として、行政文書非公開決定の処分を受けた。

しかし、死亡者には、氏名・住所・生年月日・年齢等の情報、そして、コロナワクチン接種者にも、氏名・住所・生年月日・年齢等の情報があるため紐づけが可能である。

死亡者の情報は、実施機関として当然有している情報である。また、コロナワクチン接種者には、何回接種したかに合わせて、接種券が郵送されていることから、これらの情報を実施機関が有していることは明らかである。

また、札幌市や愛知県の一部の市で、審査請求人が公開請求したものと同様の文書を公開していることから、上尾市において公開できない理由がない。

審査請求人が上尾市健康増進課に電話したところ、死亡者の情報とコロナワクチン接種者の情報は存在するが、その2つを紐づけた文書はないとの回答であった。また、6月4日にメールにて健康増進課は、死亡日・性別・年齢（または年代）のデータは持たず、それらの情報にアクセスする権限もないことから資料作成は不可能との回答があった。しかし、健康増進課において不可能であっても他の課が保有しているのであるから、健康増進課が死亡日・性別・年齢（または年代）のデータを所有している課に提示して作成すればよい。

請求人は、健康増進課ではなく実施機関に依頼しているため、実施機関として関連組織が連携して対応いただきたい。

第3 実施機関の弁明の要旨

1 実施機関の主張

「本件審査請求を棄却する」との裁決を求める。

2 理由

本件審査請求は、「上尾市の死亡者には、氏名・住所・生年月日・年齢等の情報、そして、上尾市のコロナワクチン接種者にも、氏名・住所・生年月日・年齢等の情報があるため紐づけが可能である」とし、実施機関がこれらの情報を保有するにも関わらず、審査請求人が要求する文書（以下、要求文書）を作成することを怠り、本件請求が非公開決定処分（以下、本件処分）になったことを不当とする趣旨であると解釈する。

しかし、これらの情報は、住民に関する記録の管理等またはコロナワクチンの接種状況の把握等といった、それぞれ別の目的により各所管課が取得、保有等するものである。

これらの情報を紐づけることにより、要求文書を作成することが可能であったとしても、本来の目的とは異なる目的でこれらの情報を紐づけ、安易に新たな文書を作成することは、それが実施機関内部の部署間のやり取りだったとしても、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第69条第1項の規定による「利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用」することに該当し、同項に違反するものである。

したがって、上尾市が保有する情報を紐づけて、要求文書を作成すべきとする審査請求人の主張は失当である。

同様に、審査請求人は「健康増進課において不可能であっても他の課が保有しているのであるから、健康増進課が死亡日・性別・年齢（または年代）のデータを所有している課に提示して作成すればよい」とするが、上述の理由により失当である。

以上のとおり、審査請求人の主張には理由がないことから、本件処分に違法または不当な点はない。

第4 審査請求の経緯及び調査審議の経過

1 審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は令和6年3月24日、上尾市情報公開条例（平成11年上尾市条例第30号。以下「条例」という）第5条第1号の規定に

より、「2021年1月から2024年3月までの上尾市民の全死亡者について、1. 死亡日 2. 性別 3. 年齢（または年代） 4. 新型コロナワクチンの接種日（接種回数含む） 5. 新型コロナワクチンのロット番号の情報」（以下「本件対象文書」という）についての行政文書の公開を請求した。

- (2) 実施機関は同年3月29日に、文書不存在を理由に本件対象文書を非公開とし、条例第11条第3項の規定により審査請求人に通知した。
- (3) 審査請求人はこの決定を不服として、令和6年6月19日に実施機関に対して、処分を取り消すよう審査請求を行った。
- (4) 実施機関は同年7月12日、条例第21条の規定に基づき当審査会に諮問した。

2 調査審議の経過

- | | | |
|------|-------|-------------------------------|
| 令和6年 | 7月12日 | 審査庁より諮問 |
| 令和6年 | 7月30日 | 調査審議（1回目） |
| 令和6年 | 8月14日 | 審査請求人より反論書、口頭意見陳述申立書、質問趣意書の提出 |
| 令和6年 | 11月6日 | 口頭意見陳述、調査審議（2回目） |
| 令和7年 | 1月21日 | 答申に係る審議 |

第5 審査会の判断の理由

条例が公開を求める「行政文書」とは「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」をいう（条例第2条第2号）。

条例の趣旨・目的を踏まえても、条例第5条に基づく行政文書の公開請求の対象は、実施機関が現に作成し、保有しているものをいうべきであって、実施機関に文書の作成義務を課しているとはまで解することができない。

したがって、審査請求人の要旨、実施機関内の各課が保有する情報を組み合わせ、文書を作成すればよいといった主張は、本件非公開決定処分を違法または不当と評価させるものではない。

よって、実施機関が行った非公開決定処分については妥当であって、審査庁においては、本件審査請求を棄却することが相当である。

答申に関与した委員

上尾市情報公開・個人情報保護審査会

高松 佳子
渡辺 英人
織田 恭央